

## 見守り 新鮮情報

パソコンで**アダルトサイト**が「**無料**」と表示されていたのでクリックした。「18歳以上」をクリックした後に年齢を入力したら、**有料登録**になり**13万5千円**の料金請求画面が表示された。「退会の手続き」の画面が

あったので、自宅の固定電話から

**連絡**をし、**有料**だとは思っていなかったことを伝えたとこ、**キャンセルはできない**。明日の14時までには支払わないと料金が**25万円**になる」と言われた。

(70歳代 男性)



# 無料のはずが有料だった アダルトサイトのトラブル

## ひとこと助言

慌てて  
応じないで



見守るくん

- 無料だと思ってアダルトサイトを閲覧し、動画再生ボタンなどをクリックしたら、突然、「登録完了」などの画面が現れ料金を請求されたという相談が後を絶ちません。「無料」のキーワードでサイト検索をしても無料サイトとは限りません。安易にクリックしないようにしましょう。
- 「退会はこちら」「誤操作の方はこちら」等の案内があっても、決して連絡してはいけません。支払いをさらに求められたり、個人情報を読み出されたりする危険があります。
- 事業者にお金を支払ってしまうと、取り戻すことは困難です。慌てて支払わないようにしましょう。
- 不安に思ったりトラブルに遭ったりした場合には、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

## 見守り 新鮮情報

未払い代金の債権回収をしているという業者からパソコンに**メール**が届いた。「**滞納**しているインターネット接続回線と有料サイト**利用料**の**請求**」とのことだが、**利用した覚えがない**。

「期日までに連絡しないと、**法的手段**に訴える」と書いてある。業者には連絡していないが、どうしたらよいか。

(80歳代 男性)



# 利用した覚えのない請求は 支払わずに無視しましょう!

## ひとこと助言

とにかく  
無視!



見守るくん

- パソコンや携帯電話などへのメールで、利用した覚えのない料金を請求される「架空請求」に関する相談が寄せられています。
- 「期日までに連絡するように」などと書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。業者からの請求がエスカレートしたケースもあります。
- 「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をあおるようなことが書かれていても、利用した覚えがなければ決して支払わず、無視しましょう。
- 支払い義務があるかどうか判断できない場合や心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

**事例1** 高齢の父が、パソコンの**出会い系サイト**で「**7500万円の遺産を渡したい**」と言ってきた相手信じ、**メールをやり取り**しているうちに、**サイトの利用料金**が**50万円**を超えた。相手と**会う約束**を**10回以上**しているが**一度も会えず**にいる。やめるよう説得しても**聞き入れない**。人が変わってしまったようだ。(当事者：70歳代 男性)

**事例2** パソコンに**不審なメール**が届いても全て無視していたが、ある時、「**1200万円あげる**」というメールが目にとまった。**信じ込んで**やり取りしているうちに、そのための**ポイント代**として**200万円**も支払ってしまった。詐欺ではないか。(80歳代 男性)



## 高齢者も被害！ 出会い系サイトの「お金をあげる」はウソ!?

### ひとこと助言

- 「お金をあげたい」などといったメールから有料の出会い系サイトなどに誘導され、相手の巧妙な言葉を信じてやり取りするうちに高額な利用料を支払ってしまったという相談が、高齢者からも寄せられています。
- このようなサイトでは、通常のメールとは異なり、ポイントを購入し、そのポイントを使ってサイト内でメールを行う仕組みになっていることがほとんどです。相手は、お金を渡すためなど様々な口実でメールを続けるよう促すので、気づいたときには多額の費用をつぎ込んでしまいがちです。
- メール相手が出会い系サイトの「サクラ」であることも考えられますが、証明するのは難しく、お金を取り戻すことは困難です。うまい話には注意し、ネット上の見知らぬ相手を簡単に信用しないことが大切です。
- 心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

信じちゃだめ!

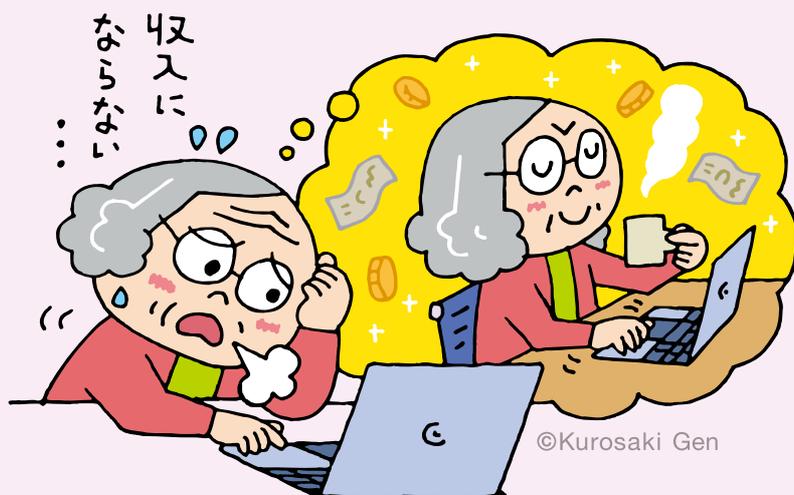


見守るくん

## 見守り 新鮮情報

「老若男女誰でもすぐ収入が得られる」というメールマガジンを見つけ、約**30万円**で**情報商材**とソフトウェアを**購入**したが、ソフトウェアが起動せず、**収入が得られない**。苦情を伝えると月収1千万円を得られるという**上位のコース**を

勧められた。「必ずフォローする」「代金50万円を半額にする」と強引に誘われ、**断り切れず契約**したが、その後**連絡はなく、全くフォローもない**。  
(60歳代 女性)



# 簡単に高額収入を得られません 「情報商材」のトラブル

## ひとこと助言

簡単には  
もうかりません



- 副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称してインターネット等で販売されている情報のことを「情報商材」と言います。
- 広告等をきっかけに、簡単に収入が得られると信じて契約したものの、広告や説明と違って収入が得られないという相談が多数寄せられています。情報商材をきっかけにソフトウェアやコンサルティング等を契約させられるケースもあるので注意が必要です。
- 簡単に高額収入を得られることはありません。寄せられた相談をみると、実際にはあまり価値のない情報が高額で販売されていますが、契約前に内容を確認することが出来ないため、安易に信用して事業者に連絡しないでください。
- 不安に思ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。